

発議案第1号

専決処分事項の指定についての一部改正

地方自治法第112条の規定に基づき、専決処分事項の指定についての一部改正を別紙のとおり提出するものとする。

令和6年10月29日提出

提出者 北上地区消防組合議会議員 刈田 敏

賛成者 北上地区消防組合議会議員 熊谷 浩紀

同 藤原 常雄

提案理由

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項について、北上市の専決処分事項に準じて変更しようとするものである。

発議案第1号

専決処分事項の指定についての一部改正

専決処分事項の指定（昭和52年2月23日議決）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>1 法第96条第1項第5号に定める工事請負契約につき、設計変更等により既契約の工事請負金額の100分の3の範囲内において請負金額を変更すること。ただし、その額が300万円を超えるときは、300万円をもって限度とする。</u></p> <p><u>2 法第96条第1項第12号の規定により、1件30万円以下の損害賠償の額を決定すること。</u></p>	<p><u>1 法第96条第1項第2号に規定するうち、災害又は突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事等に関する歳入歳出予算の補正に関すること。</u></p> <p><u>2 法第96条第1項第2号に規定するうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条の2に基づく歳入歳出予算の繰上充用に関すること。</u></p> <p><u>3 法第96条第1項第5号に規定するうち工事の請負契約について、既請負契約の契約金額の500万円以内の変更をすること。</u></p> <p><u>4 法第96条第1項第12号及び第13号に規定するうち、1件100万円以下の損害賠償の額を決定すること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。</u></p> <p><u>5 法第96条第1項第15号に規定するうち、関係一部事務組合又は広域連合の規約の変更又は構成市町村の増減に関すること。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	